

独立監査人の監査報告書

平成19年6月13日

独立行政法人 農業生物資源研究所


理事長 石毛光雄 殿

監査法人 トーマツ

指定社員 公認会計士
業務執行社員

品田和之 

指定社員 公認会計士
業務執行社員

畝井俊樹 

当監査法人は、独立行政法人通則法第39条の規定に基づき監査証明を行うため、独立行政法人農業生物資源研究所の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第6期事業年度の財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除去。）及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準及び固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準注解が適用されたとしたため、この会計基準を適用し財務諸表等を作成している。また、事業報告書（第6期事業年度の会計に関する部分に限る。）は、独立行政法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除去。）が、独立行政法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、独立行政法人農業生物資源研究所の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (3) 事業報告書（第6期事業年度の会計に関する部分に限る。）は、独立行政法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

追記情報

- (1) 重要な会計方針に記載のとおり、独立行政法人は当事業年度から、固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準及び固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準注解が適用されたとしたため、この会計基準を適用し財務諸表等を作成している。
- (2) セグメント情報のセグメント区分の変更に記載のとおり、独立行政法人は当事業年度よりセグメント区分の方法を変更した。

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上